

I. 総説

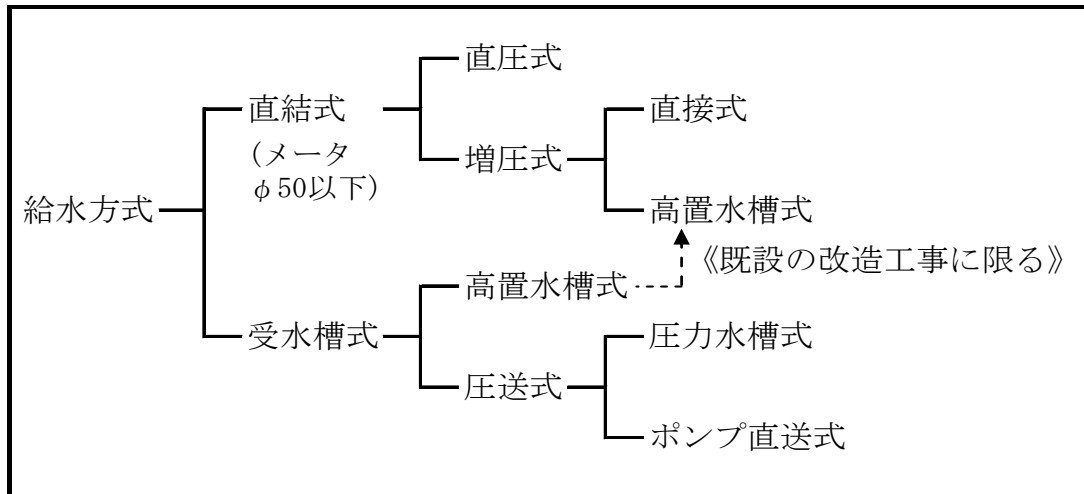
1. 目的

この基本書は、「給水装置に関する基準書」に基づき、水道水を受水槽へ貯留して給水する場合（受水槽式）の給水装置並びに受水槽以降の給水設備等に関し、当該施設・装置の清潔保持と適正な維持管理をはかることを目的に必要な事項を定めるものである。

ただし、本書では水道メータから給水栓までの給水装置の構造及び材質についての基本的な事項のみを記載しており、水道事業が構造・材質を指定するものではない。従って、給水装置工事主任技術者は、水道法及び関係法令等を遵守し、適正な判断のもと設計及び給水装置工事を行うこと。

2. 給水方式

給水方式の決定は、水道事業と協議を行い、了承を得るものとする。なお、2つ以上の給水方式の併用は原則として認めない。ただし、水道事業が認める給水対象物及び水道事業が指示する給水対象物については併用することができる。



(1) 受水槽式の種類

① 高置水槽式

受水槽を設けて一旦これに受水したのち、ポンプでさらに高置水槽へ汲み上げ、自然流下により給水する方式

② 圧送式

(a) 圧力水槽式

受水槽に受水したのち、ポンプで圧力水槽に貯え、この内部圧力

によって給水する方式

(b) ポンプ直送式

受水槽に受水したのち、使用水量に応じてポンプの運転台数の変更や回転数制御によって給水する方式

(2) 受水槽式の規模

受水槽式における規模は 10 階（高さ 30m）以下及び 200 戸程度以内を一系統の基本とする。10 階を超える部分がある場合は、低層階用に減圧弁を設置するか、中間水槽を設置し、それよりの圧送式又は高置水槽式とすること。（第 1 止水栓のある階を 1 階とする。）

(3) 受水槽式の条件

受水槽式については、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- ① 「増圧式及び 3・4 階直結式に関する基本書」に定める直圧又は増圧式給水可能条件を満たさない場合
- ② 配水管の水圧が、所要圧に比べて不足する場合
- ③ 一時に多量の水を必要とするために、配水管の水圧及び水量に支障をきたすことが考えられる場合
- ④ 常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
- ⑤ 配水管の断水時にあっても、必要最小限の給水を確保する必要がある場合
(例) 病院・24 時間営業となる店舗・冷凍機、空調機、医療器具、その他特殊機器類へ連続的に給水が必要な場合
- ⑥ 配水管の水圧過大のため、給水装置、特殊機器等に支障をきたすことが考えられる場合
- ⑦ 汚染及び危険の恐れのある施設、もしくは機械器具類へ給水管を直接接続する場合
- ⑧ 水理計算上、 $\phi 50$ 以上のメータが必要と水道事業が判断する場合
- ⑨ その他、水道事業が指示する給水対象物

(4) 給水方式併用の特例措置

1 建物には、原則として直結式と受水槽式を併用することができない。ただし、水道事業は、次の各号に該当する施設で、事前に水道事業と協議の上、承認を得た場合あるいは水道事業が指定する給水対象物は併用式を認めることがある。

① 共同住宅に併設された店舗等

共同住宅に併設された店舗等で道路又は道路に準ずる部分に面した 1 階に、各々専用の入口があり、かつ敷地内の屋外にメータを設置することができるもの。

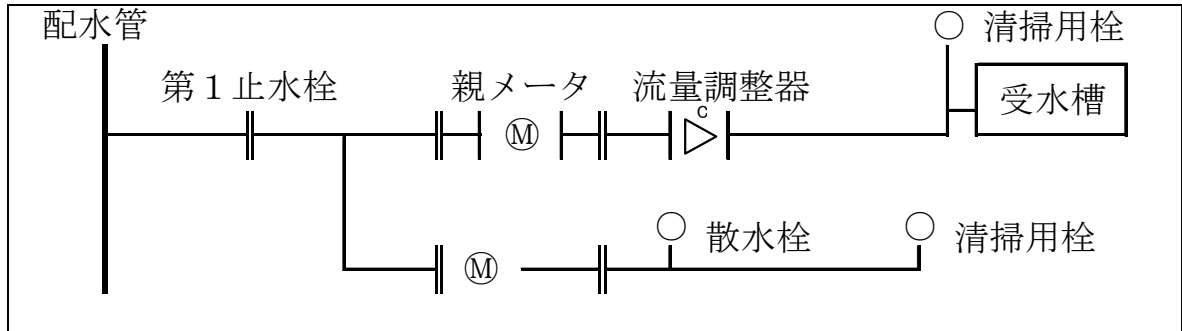
親メータの手前で分岐し、それぞれメータを設置することができる。

1 階は店舗、2 階以上が共同住宅である等、給水用途が明確に区別された給水形態であること。

② 受水槽清掃用栓及びポンプ等故障時の非常用栓

- (a) 親メータの手前より分岐し、別途にメータを設置すること。なお、共用栓等と兼用することができる。

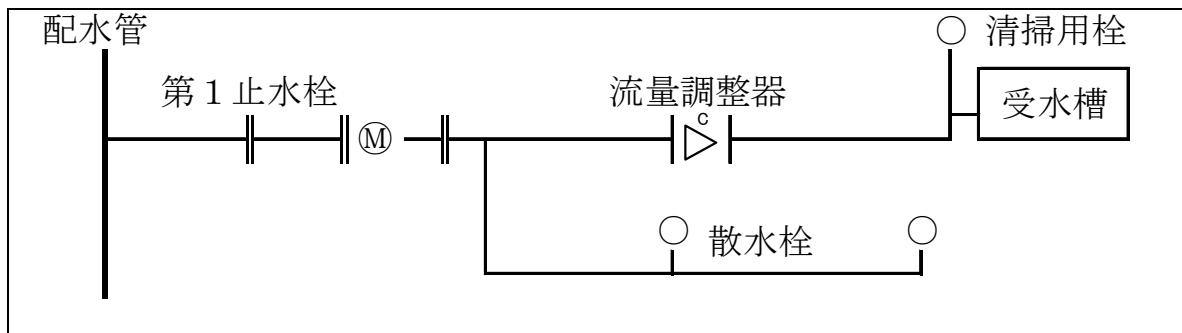
図 I - 1



受水槽清掃用栓は、清掃に限って使用するのであれば、親メータ以降で1栓（キー式栓）のみ認めることがある。

- (b) 親メータ取引きによる場合で、メータ口径φ40以下の場合、メータ以降で分岐することができる。

図 I - 2



- ③ 季節的又は不定期に使用水量が変動し、水道水が飲用として適さない水に変質するおそれがある場合、水道事業は場所を特定し直結式給水栓の設置を指示できる。

- ④ その他水道事業が必要と認める場合

3. 責任分界点

維持、管理、修繕については、分水から末端の蛇口に至るまで申込者（使用者）が責任をもって行う。管理区分の誓約書（「給水装置に関する基準書」様式第5号）を提出すること。

ただし、宅地内の道路境界付近に設置した第1止水栓までの自然漏水については、申込者の依頼のもと、水道事業が道路の維持管理上必要と認めた場合は、水道事業が修繕工事を行うことができる。